

農地法第4条及び第5条許可申請書提出の留意点と添付書類について

農地法第4条、第5条は農地転用の許可申請のため、転用するための**妥当な目的**が必要となります。

ア. 申請書の提出期限は、別添の申請書締切日で確認してください。

イ. 提出部数は3部。(市農業委員会用1部、県申請用1部、本人返却用1部)

ウ. 申請書1部(市農業委員会用)には、地区農業委員に確認印を押印してもらう。

エ. 申請書は3部とも**申請人の押印及び捨て印**をしてください。添付書類については、1部原本(2部コピー可)。原本は県申請用に添付する。

■申請書作成についての留意点

I 表題

(1) 法人の場合は、その名称及び代表者氏名を記入し、代表者印を押印する。

(2) 譲渡人、譲受人が多数の場合は、何某外何名と記入、代表者が押印し、その他の者は別紙に記名押印。

(3) 申請者が未成年の場合は、申請者と親権者が連署し、親権者のみ押印(戸籍謄本添付)なお、親権者と子の利益相反行為の場合は、子のための特別代理人を選任する。

II 1. 当事者の氏名、住所、職業

(1) 土地登記簿謄本と申請者の住所が異なる場合は住所が変わったことを証明できる住民票等を添付。

(2) 相続登記未済の場合は、相続関係を証する書面(戸籍謄本など)、他の相続人の相続放棄を証する書面又は相続分不在証明書及び相続関係説明図。

2. 許可を受けようとする土地の所在等

(1) 利用状況が田の場合は、一毛作、二毛作の別、畑の場合は、果樹園、茶園、野菜畑等の別を記入。

(2) 10a当たりの普通収穫高は、作物及び収量を記入。(例 米420kg等)

(3) 同一世帯員であって土地の所有者と耕作者が違う場合は住民票を添付。

(4) 仮換地の場合は、従前地の土地の地番、地目及び面積と仮換地の地番、地目、面積を朱書で併記。

(5) 申請に係る農地に賃貸借の設定がされている場合は、農地法第18条の許可又は同条第1項各号に該当することを証する書面又は耕作者の同意

(6) 譲渡人は、農地取得後3年経過後でなければ原則として転用できない。(相続等の場合は被相続人の取得時から換算)

3. 転用計画

(1) 転用の目的は、住宅、工場等と書かず具体的に一般個人住宅、共同住宅、金属加工業用工場、家電製品販売業用店舗等と具体的に記入すること。

(2) 事由の詳細は、転用の必要性を具体的に記入。

(3) 工事着工は、知事許可後3月以内とし、工事完成までの期間は原則として1年以内(ただし、1ha以上の場合は2年以内)

(4) 転用目的に係る事業または施設の概要

ア. 建物等で申請地以外も含んで建築する場合は、建築物全体について記入する。

イ. 建ぺい率を空欄に記入する。

ウ. 公簿面積と実面積が著しく相違する場合は、実面積を()書きにより併記。

4. 権利設定・移転の契約内容

(1) 権利の種類、権利設定又は移転の別、移転の時期、期間を記入。

(2) その他欄には売買、贈与等の種別を記入。

5. 資金調達についての計画

(1) 土地購入費、造成費及び建築費等に区分し、積算根拠を明確(m²当たり単価×面積及び必要経費)

に記入すること。

- (2) 資金について、自己資金、借入金等資金計画を記入する。
- (3) 資金証明書（預金残高証明書、融資証明書、預貯金通帳の写等）を添付。

6. 転用によって付近の土地、作物、家畜等に及ぼす被害の防除施設の概要

- (1) 周囲の状況を記入し、被害防除について概要を記入。
- (2) 隣地承諾書がある場合は、隣地承諾済と記入。
- (3) 用排水について検討する。
- (4) 農業、農業施設等に及ぼす影響について記入。

7. その他参考となるべき事項

- (1) 農地法 18 条の処理経過について記入。（小作地合意解約）
- (2) 法令等により許認可を要する場合は、その手続き状況等を記入。（開発許可、河川法等）
- (3) 一時転用許可申請のうち、区域外から持ち込んだ土砂等による埋戻し又は区域外から持ち込んだ土砂等の埋込みを伴うものについて、許可申請書の「転用計画」の「権利を移転し又は移転しようとする理由の詳細」欄に次の事項を記載する。
 - ① 区域外から持ち込んだ土砂等の調達先及びその内容
 - ② 農地への確実な復元を行う旨の記載

（記載例）〇〇市発注の〇〇事業工事残土を埋込み嵩上げをした後、耕土をかぶせて農地へ復元を行う。
埋戻しについては、〇〇(株)から購入する山土を用いて、農地への復元を行う。
- (4) 一体利用地がある場合は、記入すること。

添付書類

- (1) 位置図…美濃市全図(1/50,000 程度の縮尺)に申請地を朱書で示し、矢印で図示。
- (2) 土地登記事項証明書（全部事項証明に限る）
- (3) 公図（字絵図）…公図には付近の地目を記入。
- (4) 周辺土地の土地利用状況がわかる図（住宅地図等）…申請地を朱書で示し、矢印で図示。
- (5) 配置図または土地利用計画図（縮尺 1/500～1/2,000 程度）
- (6) 建物または施設の平面図。
- (7) 誓約書（市農業委員会の様式）
- (8) 賃貸借・使用貸借の場合は、貸借契約書の写し
- (9) 一時転用の場合は、農地復元の誓約書、工事工程表。
- (10) 一筆のうち一部を転用する場合は、地積測量図。（許可申請書と割印のこと）
- (11) 貸駐車場、貸資材置場の場合は、契約書及び賃貸によらなければならない理由書。
- (12) 法人にあっては、法人登記簿謄本及び定款の写し（原本証明のこと）。
- (13) 水利権者等の同意書（申請事業に関する取水、排水について同意が必要な場合）
- (14) 隣地承諾書（隣地承諾書を添付できない場合は、その経緯と申請書の被害防除施設の概要について詳細に記入）
- (15) 土地改良区内にある場合は、土地改良区の意見書（土地改良区解散の場合は不要）
- (16) 申請事業に関して、許認可等を要する場合に、これを了しているときは、その旨を証する書面。
- (17) 所有権以外の権原に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があったことを証する書面。
- (18) 申請に係る農地につき地上権、永小作権、質権または賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面。
- (19) 無許可で転用している場合は始末書（転用の時期及び内容を記載）
- (20) 資金証明書（預金残高証明書、融資証明書、預貯金通帳の写等）

*** 転用完了後は地目変更登記し、工事完了報告書を提出してください。**

転用目的が太陽光発電の場合

「(4) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」の工作物の欄は、「太陽光発電パネル」(名称欄)と記入し、太陽光パネルの枚数(棟数欄)を記入してください。

「配置図または土地利用計画図」に

- ・太陽光パネルの総面積及び総出力を記入してください。
- ・設備の保守点検の事業者名を記入してください。
- ・参考のため、太陽光パネルの撤去・処分費用の見積も添付してください。
- ・資材の搬入路・電柱の設置について問い合わせをする場合があります。
- ・パワーコンディショナーの設置位置を記載してください。
- ・事業者が近隣居住者ではない又は太陽光発電事業者ではない場合は、管理委託する業者を明記してください。

添付書類

- ・経済産業省発行の事業計画認定通知または認定の申請がわかる資料(写)
- ・電力会社との接続契約の見込みがわかる資料(「系統連携に係る契約のご案内」の写など)